

第92回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

● 事業報告

「会社の新株予約権等に関する事項」

「会社の体制及び方針」

● 連結計算書類

「連結注記表」

● 計算書類

「個別注記表」

第92期（2024年4月1日～2025年3月31日）

T P R 株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における、当社会社役員の保有する新株予約権（職務執行の対価として交付したもの）の状況

- 目的となる株式の種類

普通株式（新株予約権1個につき 100株）

- 取締役、その他の会社役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行使期間	新株予約権の 数 (個)	目的である 株式の数 (株)	保有者数 (人)
取締役 (社外取締役 を除く)	第15回 (2,806円)	2018年7月1日 ～2026年3月31日	40	4,000	2

(2) 当事業年度中に、当社使用人または当社子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等（職務執行の対価として交付したもの）の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 当事業年度末日における、当社執行役員（非会社役員）等の保有する新株予約権等の状況は、次のとおりです。

- 目的となる株式の種類

普通株式（新株予約権1個につき 100株）

	回次 (行使価額)	行使期間	新株予約権の 数 (個)	目的である 株式の数 (株)	保有者数 (人)
執行役員	第15回 (2,806円)	2018年7月1日 ～2026年3月31日	60	6,000	3
元執行役員	第15回 (2,806円)	2018年7月1日 ～2026年3月31日	860	86,000	22

② 当社株式についての株式分割等を行った場合は、新株予約権の「目的である株式の数」と「行使価額」について必要な調整を実施します。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

TPR企業理念のもと、「内部統制システム整備に関する基本方針」を制定するとともに、業務の適切性の確保と、より効果的な内部統制システムの構築を推進し、継続的な改善を図っております。

なお、金融商品取引法が求める財務報告に関する内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX法）についても当社は積極的に取り組みを実施しており、専門家の助言を得ながら適切、適正に対応しています。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、監査役、執行役員、社員を対象とする規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定め、遵守を図るとともに、法令違反等コンプライアンス懸念に関する内部通報体制として、弁護士事務所による社外受付窓口も備えたグループ内部通報制度を導入しています。取締役会については「取締役会規程」の定めに基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営が確保されています。更に当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しています。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「リスク管理規程」を定めています。

また、「TPR IT情報セキュリティ規程」に基づき、進歩するIT技術の

有効利用促進とサイバー攻撃被害や情報漏洩等のリスク予防の両立を図ることとしています。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 効果的・効率的な意思決定を行うため、当社の経営に係る重要事項については、代表取締役及び各部門担当役員（海外事業、営業、生産、管理、技術など）で構成される経営会議（以下、「経営会議」）において審議を行ったうえで、取締役会にて議案の決議を行っております。取締役会は月1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。
- b. 業務執行については、「組織管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」においてそれぞれの執行責任者及び責任内容、執行手続を定め、効率的な業務遂行が行われるようにしています。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定めています。この定めに基づき、会長兼CEOを統括責任者として、経営会議メンバーで構成する「コンプライアンス委員会」を設置しております。そのうえで、各部室長を推進責任者としてコンプライアンス体制の維持・向上を推進しています。
- b. 社員教育体系の中に必須科目として、コンプライアンスの重要性を教育する内容を組み込んでいます。
- c. 内部監査部門として、会長兼CEO直属の部署を設置し、その重要監査領域として、コンプライアンスに係る監査を実施しています。
- d. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告することとしています。
- e. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、コンプライアンス統括部署、外部弁護士、あるいは監査役を情報受領者とする通報システムを設置しています。また、通報者

は通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないこととしています。

f. 監査役は当社の体制及び内部通報システムの運用に問題があると認められる時は、取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 当社は当社グループ会社管理に関する規定を整備し、グループ企業を含めた当社グループの事業全般に対して責任あるガバナンスが確保できる体制を整えております。また、グループ会社に対して、当社の経営方針、経営戦略に即した経営と業務運営が出来る様、会議体での審議及びグループ会社への経営層派遣により指導・支援を行います。

b. 当社はグループ会社のコンプライアンス体制整備について「TPRグループコンプライアンス基本規程」を定めており、コンプライアンス活動の計画を立案し、社内のコンプライアンス意識の向上とモニタリングの強化を図っております。また、グループ内部通報制度の体制を整備しており、複数の通報窓口及び通報手段を用いてコンプライアンス事案の早期発見に努めます。

⑦ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてその職務執行状況をモニタリングするものとしています。

⑧ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「TPRグループリスク管理基本規程」を定めています。子会社各社は本規程に沿った体制を整備しています。

⑨ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の職務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グル

ープ内における位置づけ等を勘案のうえ、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督しています。

また、子会社の経営に係る重要事項については、当社経営会議において審議を行ったうえで、子会社の取締役会において執行を決定しています。子会社の取締役会は定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。

⑩ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は「TPRグループコンプライアンス基本規程」に沿った体制を整備しており、当社が子会社のコンプライアンス活動の監督を行う体制としています。また、子会社の取締役等及び使用人を通報者の範囲に含めた「TPRグループ内部通報規程」を定めております。

⑪ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- 監査役からの要請により、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命しています。
- 当該監査役補助者の独立性を確保するため、その任命・異動、評価等については、監査役の同意を得るものとしています。

⑫ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

経営に重要な影響を与えると予想される事項を会長兼C E O等に報告することを定めた「特記事項報告書運営要領」が制定されており、監査役にも報告されています。また、取締役及び使用人を通報者の範囲に含めた「TPRグループ内部通報規程」を定めており、内部通報制度で得た情報は監査役へ伝えるとともに、監査役を窓口とした通報も可能としております。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。

⑬ 子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

前項に記載しております「特記事項報告書運営要領」に従い、子会社に関する事項も当社の監査役に報告されています。また、「TPRグループ内

部通報規程」に従い、グループ内部通報制度は子会社の取締役及び使用人も通報者の範囲に含めており、内部通報制度で得た情報は監査役へ伝えるとともに、当社の監査役を窓口とした通報も可能としております。前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。

⑯ 前2項の報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社と子会社の取締役及び使用人が、監査役の求めに応じて報告・調査に対応したことに対し、不利な取扱いを受けることはありません。また、当社と子会社の取締役及び使用人が、内部通報をした場合には「TPRグループ内部通報規程」に従い、通報したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しています。

⑯ 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

当社監査役の職務の執行に伴って生ずる費用については、監査役の請求に基づき、職務遂行に支障が生じることのないよう、速やかに処理するものとしています。

⑯ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的に代表取締役との面談や社外取締役と意見交換する会合を持つとともに、監査室、グループ・ガバナンス統轄室、会計監査人及び子会社監査役と連携を保ち、監査役監査の実効性の確保に努めています。

⑯ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 関係会社を含め、内部監査部門が内部統制システムについて、独立的評価を実施します。
- b. 独立的評価の結果を踏まえて、社長が内部統制報告書を作成します。
- c. 内部統制報告書の内容について、外部監査人が監査し評価することで、信頼性の高い財務報告の作成に繋げるものとします。

⑯ 反社会的勢力との関係遮断及び排除するための体制

- a. 当社は、公共性ある企業の義務として反社会的勢力に対抗し、業務の公平性、健全性を維持するために、「TPRグループコンプライアンス基本規程」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力を排除することとしています。
- b. 反社会的勢力対応部署を人事総務部とし、社内各部門への対応指示徹底及び社外各機関との密接な連絡により、反社会的勢力との関係遮断と排除を徹底しています。
- c. 証称または代理等により反社会的勢力とは知らずに関係構築してしまった場合、判明した時点あるいは疑念が生じた時点で、社外各機関との密接な連絡により速やかに関係解消するものとしています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・当社は、コンプライアンス強化を図るべくグループ・ガバナンス統轄室を設置し、国内外のグループ各社を対象に会計処理に関わる不正など業務全般にわたる不正行為を未然に防ぎ、また、不正行為を早期に察知できる仕組みを構築してグループ・ガバナンスの強化を図っています。
- ・コンプライアンス委員会を2回開催し、当社及びグループ各社におけるコンプライアンス活動について審議するとともに、取締役会にコンプライアンス活動状況を報告いたしました。また、全社経営会議及び全社コンプライアンス会議において、活動方針について全社に周知しております。
- ・当社は、国内グループ会社及び独資の海外グループ会社共通の内部通報制度を導入しており、この内部通報制度の運用状況等について、取締役会に報告いたしました。
- ・コンプライアンス教育・研修として、新任管理職、新入社員、海外赴任者へのコンプライアンス教育をその都度実施するとともに、グループ会社を含めてTPRグループコンプライアンス基本規程、不正会計、独禁法、下請法、個人情報保護等のテーマ研修を行いました。研修にあたっては、Eラーニングなどを活用して効果的な実施に努めるとともに、理解

度の把握・分析を行い、施策に反映させております。

- ・当社は、各部室の活動目標の事項に、コンプライアンスに関する目標を掲げて、業務を推進しております。また、コンプライアンス基本規程の順守状況を個人の評価に反映させ、各個人へのコンプライアンス意識浸透を図っています。

② リスク管理に関する取り組み

- ・当社は、「リスク管理委員会」を1回開催し、当社及びグループ各社における内部リスクの管理について審議するとともに、重要なリスク案件についてモニタリングしました。
- ・事業継続マネジメントについては、大規模災害等の緊急事態への対応につき、事業継続計画（BCP）の目的と基本方針を定めています。また、近年のBCPの重要性の高まりを背景に、より実践的なものとすべく、拠点間を横断したBCP会議を月1回の頻度で開催し、各災害対応マニュアルの作成と見直しを含めた取り組みを進めております。
- ・品質保証、環境保全、安全衛生について全社会議を2回開催し、適切なリスク管理を行っています。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の向上に関する取り組み

- ・当社の取締役会は社外取締役4名を含む9名で構成され、社外監査役3名を含む全監査役も出席して16回取締役会を開催し、各議案についての審議及び業務執行状況の監督を実施しました。
- ・当社は、取締役会付議事項その他重要な業務執行を審議するため、経営会議を20回開催しました。

④ 企業集団における業務の適正性の向上に関する取り組み

- ・当社は、子会社の経営に関する重要事項について審議するため、経営会議を20回開催しました。
- ・当社は、子会社の取締役会に親会社の経営層を派遣し子会社の経営を管理・監督し、また、関係会社管理主管部署も取締役会に陪席して業務の適正性を確保しました。
- ・子会社発生のリスク情報の親会社への即時報告、月例報告等により、子会社と緊密に連携しました。

- ・「コンプライアンス委員会」を2回開催し、グループ各社におけるコンプライアンス状況について確認し指示を行いました。
- ・子会社のモニタリングにつきましては、監査役の監査報告、内部監査部門による監査結果及び当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と情報を共有しました。

⑤ 監査役への報告及び監査の実効性確保等に関する取り組み

- ・当社の監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成されており、14回開催し監査に関する重要事項について報告を受けるとともに協議・決議を行いました。
- ・社外監査役3名を含む全監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握したほか、会計監査人、取締役、各部署使用人から必要な報告、説明を受けました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりです。

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上を図ることが株主共同の利益に資するものと考えており、経営課題として日々その実現に努めています。

当社の株主の在り方について、当社は、金融商品取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

したがって、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主が買付の条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案するための合理的に必要な時間や情報を見出さないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものもあり得ます。このような不適切な大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として

適当でないと考えています。

当社株式の大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、当該大規模買付行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するための十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間を確保するよう努め、必要に応じて株主の皆さまの意思を確認するための株主総会を適宜開催する等、法令及び定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(ご参考)

2007年6月28日開催の第74回定時株主総会において導入され、その後4回の更新を経て継続してまいりました「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」は、2022年6月29日に開催した当社第89回定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了により廃止いたしました。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

・連結子会社の数	36社
・連結子会社の名称	T P R 工業(株) T P R 商事(株) T P R トータルサービス(株) T P R ブリメック(株) T P R アルテック(株) T P R サンライト(株) T P R エンプラ(株) T P R ノブカワ(株) T P R 大阪精密機械(株) T P R アメリカ社 フェデラル・モーグル テーピ ライナーズ社 ユナイテッド ピストンリング社 T P R フェデラル・モーグル テネシー社 T P R ヨーロッパ社 フェデラル・モーグル テーピ ライナ ヨーロッパ社 T P R ブラジル社 T P R ベトナム社 T P R オートパーツMFG. インディア社 T P R アジアンセールス (タイランド) 社 P T. T P R セールス インドネシア P T. T P R インドネシア 安慶帝伯粉末冶金有限公司 安慶帝伯格茨缸套有限公司 南京帝伯熱學有限公司 帝伯三徳拓橡塑製品(上海)有限公司 帝伯愛爾(天津)企業管理有限公司 安慶安帝技益精機有限公司 安慶帝伯功能塑料有限公司 (株)アルテック (株)アルティア (株)北九州ファルテック ファルテック アメリカ社 ファルテック ヨーロッパ社 佛山發爾特克汽車零部件有限公司 ファルテック S R G グローバル (タイランド) 社 湖北發爾特克汽車零部件有限公司 なお、安慶帝伯功能塑料有限公司については、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

TPRエンジニアリング(株)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用関連会社の数
- ・持分法適用関連会社の名称

7社

安慶帝伯格茨活塞環有限公司

フェデラル・モーグル テーピ ヨーロッパ社

Y & Tパワーテック社

柳伯安麗活塞環有限公司

フェデラル・モーグル T P R (インディア)社

輝門環新（安慶）粉末冶金有限公司

ケーテー自動車工業(株)

なお、ケーテー自動車工業(株)については、重要性が増したため、当連結会計年度から持分法の適用範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称

TPRエンジニアリング(株)

TPR ARN (Anhui) New Energy R&D Co., Ltd.

- ・持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TPRオートパーツMFG. インディア社を除く在外子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- 子会社株式及び関連会社株式（持分法適用会社株式を除く）
移動平均法による原価法
- ② デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・当社及び連結子会社
主として、商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品は
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性
の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
・当社及び国内連結子会社
主として、定率法を採用しております。
なお、1998年4月1日以降取得した建物（建物附
属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得し
た建物附属設備及び構築物については、定額法を採
用しております。
・在外連結子会社
主として、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内
における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
を採用しております。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とした定額法を採用してお
ります。なお、残存価額については、リース契約上に
残価保証の取り決めがあるものは、当該残価保証額
とし、それ以外のものは零としております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社
及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績
率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個
別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上し
ております。また、在外連結子会社は主として特定の
債権について回収不能見込額を計上しております。
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、
支給見込額の当連結会計年度負担額を計上してお
ります。
- ② 賞与引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社及び一部
の国内連結子会社は内規に基づく期末要支給額を
計上しております。なお、当社は2022年3月期に
おいて、役員退職慰労金制度を廃止しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
役員株式給付規程に基づく役員への当社株式等の給
付に備えるため、当社は、期末要支給額を計上して
おります。
- ④ 役員株式給付引当金

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年～15年）による按分額を費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社及び連結子会社は、主として自動車部品の製造・販売をしており、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。原則として、顧客が製品の支配を獲得した時点で、履行義務を充足していると判断しております。なお、国内の販売においては、当社及び一部の連結子会社は、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びインセンティブ額等を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、8年間の定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	361百万円
有形固定資産	69,191百万円
無形固定資産	3,722百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

(1) 算出方法

当社及び一部の連結子会社は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであること等から減損の兆候を識別し、減損損失の認識の判定を行っております。当連結会計年度においては、当社の焼結製品事業、(株)ファルテックの館林工場の資産グループ等について、正味売却価額が帳簿価額を下回っていることから、減損損失の認識が必要と判断し、連結損益計算書に減損損失を361百万円計上しております。一方、(株)ファルテックの一部の工場等については、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フロー等が固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識が不要と判断し、減損損失を計上しておりません。

(2) 主要な仮定

正味売却価額の基礎となる主要な仮定は、資産の評価額であります。

将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる経営計画における主要な仮定は、主要得意先への将来の売上高予測、限界利益率、各種施策による営業費用の見積り等であります。

(3) 翌年度の連結計算書類に与える影響

この仮定は、将来の不確実な経済状況の影響を受け、翌年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保資産

建物	680百万円
土地	483百万円
合計	1,164百万円

(2) 担保付債務

退職給付に係る負債	2,227百万円
-----------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

182,252百万円

3. 保証債務

連結会社以外の下記関係会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

(株)いしかわファルテック 35百万円

(注) 上記の債務保証の金額は、債務保証損失引当金控除後の金額であります。なお、債務保証損失引当金は、金額的重要性が乏しいため、固定負債の「その他」に含めております。

(連結損益計算書に関する注記)

事業構造改善費用

連結子会社における生産体制の効率化に伴うものであります。主な内容は、特別退職金98百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	34,300千株	-千株	-千株	34,300千株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月24日 取締役会 (注)1	普通株式	1,357	40	2024年3月31日	2024年6月10日
2024年11月13日 取締役会 (注)2	普通株式	1,697	50	2024年9月30日	2024年12月10日

(注) 1. 2024年5月24日取締役会決議による普通株式の配当金の総額1,357百万円には、株式給付信託（BBT）によって株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式に係る配当金8百万円が含まれております。

2. 2024年11月13日取締役会決議による普通株式の配当金の総額1,697百万円には、株式給付信託（BBT）及び譲渡制限付株式給付信託（BBT-RS）によって信託口が所有する当社株式に係る配当金5百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月23日 取締役会	普通株式	1,665	利益剰余金	50	2025年3月31日	2025年6月9日

(注) 普通株式の配当金の総額には、株式給付信託（BBT）及び譲渡制限付株式給付信託（BBT-RS）によって信託口が所有する当社株式に係る配当金5百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	2016年7月25日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	92,000株
新株予約権の残高	920個

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産等で運用しております。資金調達については、銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部については、為替予約をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、主に1年以内の支払期日です。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部については、為替予約をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引につきましては、基本方針は取締役会で決定されており、規程として文書化しております。為替予約取引及び金利スワップ取引の管理は経理部が行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません（（注1）を参照ください）。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位:百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	27,336	27,336	—
資産計	27,336	27,336	—
長期借入金（※1）	13,650	13,469	△180
負債計	13,650	13,469	△180
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	37	37	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	37	37	—

（※1）1年以内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めて表示しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）市場価格のない株式等

（単位:百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非連結子会社及び関連会社株式	7,122
非上場株式	1,192
出資金	16,975

※非連結子会社及び関連会社株式は、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			(うち1年超)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,129	—	19	19
	タイバーツ	473	—	8	8
	人民元	2,608	—	10	10
	インドネシアルピア	35	—	△0	△0
	買建				
	米ドル	426	—	0	0
	日本円	102	—	△0	△0
合計		4,776	—	37	37

② ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	27,179	—	—	27,179
その他	—	—	156	156
資産計	27,179	—	156	27,336
デリバティブ取引				
通貨関連	—	37	—	37
負債計	—	37	—	37

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	13,469	—	13,469
負債計	—	13,469	—	13,469

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。その他は非上場株式の新株予約権であります。発行会社より入手可能な情報に基づき、発行会社の事業進捗などを考慮して算定しており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		自動車関連製品	その他製品	計
T P R グループ (除くファルテック グループ)	日本	29,416	19,957	49,374
	アジア	40,568	5,847	46,415
	北米	15,218	—	15,218
	その他地域（注）	2,586	—	2,586
	計	87,790	25,805	113,595
ファルテックグループ		78,898	—	78,898
顧客との契約から生じる収益		166,689	25,805	192,494
外部顧客への売上高		166,689	25,805	192,494

（注）「その他地域」の区分は、欧州及び南米の現地法人の事業活動であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、主として自動車部品の製造・販売をしており、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。原則として、顧客が製品の支配を獲得した時点で、履行義務を充足していると判断しております。なお、国内の販売においては、当社及び一部の連結子会社は、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びインセンティブ額等を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

有償受給取引については、原材料等の受給額を控除した金額で収益を認識しております。

顧客への製品の販売における、当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
契約負債	953	1,090

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4,907円29銭
2. 1株当たり当期純利益	263円72銭

(注) 株式給付信託（BBT）及び譲渡制限付株式給付信託（BBT-RS）によって株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（111千株）。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（153千株）。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、岐阜工場の建物については、定額法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による按分額を費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、2022年3月期において、役員退職慰労金制度を廃止しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員への当社株式等の給付に備えるため、期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社は、主として自動車部品の製造・販売をしており、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。原則として、顧客が製品の支配を獲得した時点で、履行義務を充足していると判断しております。なお、国内の販売においては、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びインセンティブ額等を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	216百万円
有形固定資産	12,537百万円
無形固定資産	304百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

(1) 算出方法

当社は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであること等から減損の兆候を識別し、減損損失の認識の判定を行っております。当事業年度においては、焼結製品事業に係る資産グループ等について、正味売却価額が帳簿価額を下回っていることから、減損損失の認識が必要と判断し、損益計算書に減損損失を216百万円計上しております。

(2) 主要な仮定

正味売却価額の基礎となる主要な仮定は、資産の評価額であります。

(3) 翌年度の計算書類に与える影響

この仮定は、将来の不確実な経済状況の影響を受け、翌年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	39,384百万円
2. 子会社の電子記録債務に対する併存的債務引受額	2,404百万円
3. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
(1) 短期金銭債権	8,162百万円
(2) 短期金銭債務	2,686百万円
(3) 長期金銭債権	9百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 売上高	10,394百万円
(2) 仕入高	21,736百万円
(3) 販売費及び一般管理費	230百万円
(4) 営業取引以外の取引高	6,757百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	579千株	643千株	112千株	1,110千株

- (注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加0千株及び2024年9月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加643千株であります。自己株式の数の減少は、株式給付信託（BBT及びBBT-RS）からの給付によるものであります。自己株式の当事業年度末株式数には、信託口が所有する当社株式111千株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

總延税金資産

賞与引当金	259百万円
役員退職慰労引当金	107百万円
役員株式給付引当金	64百万円
譲渡制限付株式	69百万円
未払事業税	14百万円
棚卸資産評価損	429百万円
関係会社株式評価損	1,998百万円
関係会社出資金評価損	926百万円
みなし配当	257百万円
投資有価証券評価損	86百万円
減損損失	343百万円
その他	277百万円
總延税金資産小計	4,835百万円
評価性引当額	△3,504百万円
總延税金資産合計	1,331百万円
總延税金負債	
退職給付信託	1,344百万円
固定資産圧縮積立金	81百万円
その他有価証券評価差額金	6,357百万円
その他	60百万円
總延税金負債合計	7,844百万円
總延税金負債の純額	6,513百万円

2. 法人税等の税率の変更による總延税金資産及び總延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る總延税金資産及び總延税金負債については、法定実効税率を29.9%から30.8%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の總延税金負債の金額（總延税金資産の金額を控除した金額）が195百万円、法人税等調整額が23百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金は171百万円減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	T P R 工業(㈱)	所有 直接100.0%	当社製品の仕入 先、役員の兼任	製品の仕入 (注1)	12,698	買掛金	1,154
				債務保証 (注2)	1,853	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場実勢を勘案して価格交渉の上、取引条件を決定しております。

(注2) 電子記録債務に対する併存的債務引受であり、年率0.2%の保証料を受領しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 (収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,717円84銭

2. 1株当たり当期純利益 227円48銭

(注) 株式給付信託 (BBT) 及び譲渡制限付株式給付信託 (BBT-RS) によって株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (111千株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (153千株)。